

釧路市地域公共交通計画及び釧路市地域公共交通利便増進実施計画の策定に向けたスケジュールについて

釧路市地域公共交通計画（旧 釧路市地域公共交通網形成計画）、釧路市地域公共交通利便増進計画（旧 釧路市地域公共交通再編実施計画）が令和８年度末までの計画であるため、次期計画の策定に向けた調査・検討を進める。

（１）計画の検討のための業務委託について

調査・分析の実施のほか、関連計画との連携・検証、将来的に持続可能な交通体系の構築に向けた具体的な施策を検討するため、地域公共交通に関する専門的知識を有し、調査・分析や計画検討に精通しているコンサルタント会社と業務委託契約を締結し、円滑に事業を進める。（５月３０日付契約締結）

令和７年度 ア 釧路市地域公共交通計画策定に関する調査業務（８,３３８,０００円）

基本調査（釧路市の現況整理）、公共交通網の現状調査、公共交通の利用実態調査、現計画の評価、公共交通網に関する問題・課題の整理、計画策定に関する基礎調査報告書の取りまとめ

イ 釧路市地域公共交通利便増進実施計画策定に関する基礎調査業務（７,４６９,０００円）

地域間移動利用施策に関する現況把握と課題の抽出、バス需要量の予測、交通事業者の意向把握、基本再編案の検討及び利便増進案の提案、計画策定に関する基礎調査報告書の取りまとめ

（２）釧路地域公共交通活性化協議会及び専門部会の開催

計画内容等の協議・議論をするため、地域公共交通活性化協議会を年３・４回程度開催し、より専門的な検討を行うため、地域公共交通活性化協議会専門部会を年３・４回程度開催する。

【参考】釧路市地域公共交通活性化協議会規約（抜粋）

（所管事務）第２条 協議会は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（２）形成計画の策定及び変更の協議に関すること

（専門部会）第８条 第２条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議 会に専門部会を置くことができる。

２ 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

【参考】釧路市地域公共交通活性化協議会専門部会規程（抜粋）

（所管事務）第２条 専門部会は、規約第２条各号に掲げる事項で釧路市地域公共交通活性化協議会会長

（以下「会長」という。）から指示のあった事項について、専門的な調査、検討を行うものとする。

（組織）第３条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

２ 会長が意見聴取などの必要性を認める場合は、専門部会委員以外の者を出席させることができる。

専門部会委員(案)	
規程第3条に定める区分	所 属
公共交通事業者	くしろバス（株）
	阿寒バス（株）
	釧根地区ハイヤー協会
公共交通の利用者	釧路市連合町内会
	釧路市女性団体連絡協議会
	バスから釧路の街を考える会
産業関係者	釧路商工会議所
学識経験者	北海道大学大学院
その他会長が必要と	北海道運輸局釧路運輸支局
認める者	釧路総合振興局
	市民団体「クスロ」
区 分	所 属
オブザーバー	釧路市関係課（都市計画、市民生活、商業、観光、福祉等）

(3) スケジュールについて

